

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 31 日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

派遣先事業主に係る第三者行為災害における文書開示の留意点について

派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いに関する留意事項については、平成 24 年 9 月 7 日付け基労補発 0907 第 1 号「派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いに関する留意事項について」（以下「課長内かん」といいます。）により指示されたところです。

課長内かんの記の 2 に基づき、派遣元事業場を所轄する労働基準監督署（以下「派遣元所轄署」という。）が派遣先事業場を所轄する労働基準監督署（以下「派遣先所轄署」という。）に送検の有無、是正勧告書等の交付の有無又は災害調査の実施の有無について照会した場合は、派遣先所轄署は課長内かん別紙 1 及びその別添復命書の写しの送付により回答を行いますが、派遣元所轄署に送付された当該文書について開示請求が行われた際には、開示の可否等の取扱いに関して、必ず都道府県労働局の監督課又は健康安全主務課に協議を行うようにしてください。